

令和6年度 第2回尼崎市いじめ問題対策連絡協議会 議事要旨

日 時 令和7年3月6日(木) 午後3時から午後4時30分まで
場 所 オンライン及び会場(尼崎市立ユース交流センター 活動支援室2)
出 席 者 委員10人

議事要旨

1 議題

(1) 尼崎市立学校の令和5年度いじめの認知状況等について **資料1**、**資料2**

尼崎市いじめ問題対策連絡協議会事務局より、尼崎市立学校の令和5年度いじめの認知状況を説明し、共有する場とした。また、「尼崎市いじめ防止基本方針」の別紙である「いじめの防止等に係る取組」を用いて、出席している委員から取組の紹介をしていただいた。

【主な内容】

- ・資料1は、全国で毎年行われている、「児童生徒の問題行動・不登校等 生徒指導上の諸課題に関する調査」を基に作成している。
- ・令和5年度の尼崎市における、いじめの認知件数は、6,132件となっており、件数は年々、増加している。これは平成25年度から、いじめの定義が広がったことを受けて、いじめの認知が、積極的に行われていることによる影響が大きい。
- ・兵庫県と全国のどちらにおいても、いじめの認知件数は増加した。
- ・尼崎市におけるいじめの認知件数は、合計件数で見ると増加傾向にあるが、校種ごとに見ると、中学校が679件と、令和3年度を下回る件数となった。
- ・いじめの発見のきっかけについて、令和5年度は、1番多かったのが、「アンケート調査などの学校の取組により発見」、2番目が、「児童生徒(本人)からの訴え」、3番目が、「児童生徒(本人)の保護者からの訴え」であり、この順番は、直近3年を通じて、入れ替わりがない。
- ・いじめの態様について、令和5年度は、尼崎市、兵庫県、全国で共通して、「冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」が最も多く、次いで、「軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする」が多かった。
- ・いじめの態様について、校種別で見ると、中学校では、いじめの態様の3番目に、「パソコンや携帯電話等で、ひぼう・中傷や嫌なことをされる」が、多くなっており、令和2年度以来の構成比となっている。
- ・いじめの態様について、校種別で見ると、高等学校では、いじめの態様の2番目に、「パソコンや携帯電話等で、ひぼう・中傷や嫌なことをされる」が、多くなっている。
- ・こどもの人権擁護担当では、令和3年度から「尼崎市子どものための権利擁護委員会」を設置・運営し、いじめ等の子どもの権利侵害の解消や未然防止、児童の権利条約等に関する啓発や子どもの意見表明を支援する取組を行っており、今後は、自分是大切にされるべき存在であり、同様に他の人も大切にされる存在であるということを周知し、いじめ防止につなげていくため、子どもの意見表明を支援する「言うてえねん会議」の継続開催と、アウトリーチによる子どもを対象とした児童の権利条約等に関する啓発を行うことを検討している。また、尼崎市いじめ防止基本方針の中の基本理念の1つである「いじめの問題は、地域社会全体で連携して対応していくものとする。」の考え方のもと、本協議会である尼崎市いじめ問題対策連絡協議会を設置し、いじめ問題に関する情報共有や意見交換を通じて、学校・PTA・関係機関の連携を図っている。
- ・こども教育支援課では、STAND BYを導入し、SNS カウンセラーが子どもの相談を、SNS を通じて受け付けて、いじめの未然防止を図っている。また、スクールソーシャルワーカー(SSW)が、いじめや不登校などの対応において、学校・家庭・他の機関と連携した支援を行っている。今後の取組としては、SSW ができるだけ多くの学校で力が発揮できるよう、増員が出来ればと考えている。

(2) 講演 曾我 智史 氏 「いじめ～子どものチカラを引き出す寄り添い支援」

昨今、いじめに関する問題が、複雑化・多様化している中で、子どもの声にどう寄り添っていくか考えるため、尼崎市子どものための権利擁護委員会で委員長を務め、他市ではいじめ調査第三者委員会にも携わっている弁護士・社会福祉士の曾我智史氏を迎え、「子どものチカラを引き出す寄り添い支援」をテーマに講演いただき、意見交換を行った。

【主な内容】

・講演資料は、いじめ調査第三者委員会や尼崎市子どものための権利擁護委員会でこのこれまでの経験を踏まえて作成したものである。また、「子どものチカラを引き出す寄り添い支援」という副題は、本来子ども自身が持つ力を引き出すという発想で、支援にあたるということを大切にすることはどうかという思いでつけたものである。

・いじめ防止対策推進法は、いじめを未然防止するための取組、いじめを早期発見するための取組、実際にいじめが起こったときの対処をする、この3点から定めている。

・いじめの定義とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」である。心身の苦痛を感じているという主観的な観点に立って、いじめの定義がされていることから、いじめは、強い、弱いに関係なく、誰にでも起こりうるものであるという捉え方が大事になってくる。さらに、いじめにあたるかどうかの判断は、心身の苦痛を感じている側の立場に立って考えるものであり、いじめた側がどういう意図でその行為をしたかということとは一旦脇に置くという考え方になっている。

・いじめの定義にある「心理的又は物理的な影響を与える行為」が、いじめにあたるかどうかを考える上で、冷やかしの、からかい、無視、けんか、いじり、これらは全ていじめにあたりうるとされている。この中で客観的に確認できない「無視」については、特に難しい。いじめ調査の際は、児童生徒間の関係性を見ていって、シチュエーション的にそれを無視として受けとめることが合理的だと判断できれば、無視という行為を客観的に認定するという考え方に立っている。

・いじめ調査していると、ほぼ全件 SNS が絡んでいる。LINE や Instagram は頻出するツールとなっており、事実関係を追うのは極めて難しくなっている。

・いじめ防止対策推進法の第4条には、「児童等は、いじめを行ってはならない。」という条文があり、様々な解釈があるが、いじめをして相手を傷つけると法的責任を問われることがある。法的責任には刑事責任と民事責任があるが、今のいじめの定義は非常に広いため、いじめに該当するからといって直ちに法的責任を問われるとは限らないことを整理しておく必要がある。

・いじめが発生・深刻化するメカニズムの1つとして、「スクールカースト」という考え方がある。クラス内で何となく上位、中位、下位というような序列があり、この序列は入れ替わることもある。中学生ぐらいの年齢だと、同質性を求める傾向が強く、異質なものを排除する傾向があるため、より一層、関係性が固定化されていき、いじめが発生する1つの基盤となってくる。

・いじめが発生・深刻化するメカニズムの1つとして、「いじめの4層構造」という考え方がある。「いじめの被害者」、「加害者」、「観衆（いじめをはやし立てて面白がっている子どもたち）」、「傍観者（見て見ぬふりをしている子どもたち）」、この4層ができたときに、いじめが強化・促進され、「仲裁者（いじめに対して、否定的反応を示す者）」が現れれば、いじめがエスカレートしていくのが抑止されるという考え方である。自分の意見を聞いてもらう教室空間であれば、SOS を出したい時に発信するといったことが自然と促されるため、いじめの4層構造を打破するためには、学校の風土や、普段からの学級運営が大事になってくる。

・「いじめの3段階」という考え方があり、いじめる側がいじめのターゲットを決め周りに切り離していく「孤立化」、いじめられる側が、反抗しても無駄だという考えに至る「無力化」、いじめる側が、何もしなくても、精神的に屈服させている状態で、周りから見てもいじめだと気づきにくい「透明化」。この3つの段階を経てどんどん深刻化するという考え方である。

・いじめ調査委員会の委員として経験した事例から、いじめが発生・深刻化するメカニズムについて考え、尼崎市子どものための権利擁護委員会で相談を受けたいじめの事例を基に、子どものチカラを引き出す寄り添い支援を考える機会とした。（詳細は講演資料を参照。）

・意見交換の場では、いじめの対応をしていく中で「学校」が「被害者」、「加害者」それぞれと揉めてしまうケースがあり、第3者的な立場の人が上手に関わるような仕組みについて考えを聞きたいという質問が出た。質問に対しては、尼崎市子どものための権利擁護委員会がまさにそういった存在になればいいと思い活動していること。学校や先生がそれぞれ持っている教育的な裁量が発揮できるように後押しをする観点で活動していること。学校で対応が難しい案件が来た時に、その調整役として、尼崎市子どものための権利擁護委員会を活用いただければと考えていることを回答した。

(3) その他

特になし。

以 上